

改正

令和 5 年12月 7 日規則第66号

矢板市木幡北山はつらつ館設置条例施行規則

矢板市はつらつ館設置条例施行規則（平成14年矢板市規則第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、矢板市木幡北山はつらつ館設置条例（平成17年矢板市条例第37号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第 2 条 矢板市木幡北山はつらつ館（以下「はつらつ館」という。）を利用しようとする者は、矢板市木幡北山はつらつ館利用者受付簿（別記様式）に氏名等を記入しなければならない。

2 前項の規定による氏名等の記入をもって、条例第 9 条の規定による利用の許可を受けたものとみなす。

（秩序の維持）

第 3 条 利用者は、はつらつ館の施設の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

（職員）

第 4 条 指定管理者は、はつらつ館に館長及びその他の職員を置かなければならない。

（災害対策）

第 5 条 指定管理者は、非常災害に備え、あらかじめ職員に対し、避難訓練を実施する等利用者の安全確保に努めなければならない。

（市長による管理）

第 6 条 条例第13条第 1 項の規定により市長がはつらつ館の管理を行う場合においては、前 2 条中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、次条中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」とする。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が市長と協議して別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の矢板市はつらつ館設置条例施行規則(平成14年矢板市規則第52号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和5年12月7日規則第66号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

別記様式(第2条関係)

矢板市木幡北山はつらつ館利用者受付簿

月日	氏 名	住 所	連絡先	備 考